鳥取市民生委員定数条例をここに公布する。

平成２９年１２月２２日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第５４号

鳥取市民生委員定数条例

民生委員法（昭和２３年法律第１９８号）第４条第１項の規定に基づき、民生委員の定数は、５１６人とする。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。